

# 石川県公報

令和5年8月29日

第13637号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告示		公告	
○県道の区域の変更	(道路整備課) 1	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告	(経営支援課) 2
○県道の供用の開始	(同) 1	○農用地利用集積等促進計画の認可公告	(農業経営戦略課) 6
○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正	(出納室) 1	○公共測量実施公告	(監理課) 7
○石川県収納代理金融機関の指定の一部改正	(同) 2	○土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告	(都市計画課) 7
		○入札公告	(警察本部) 7

## 告示

### 石川県告示第323号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和5年8月29日から同年9月12日まで縦覧に供する。

令和5年8月29日

石川県知事 馳 浩

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	
芝原石引町線	下記区間を道路区域から除外する。			県央土木総合事務所維持管理課
	金沢市小立野二丁目710番1地先から 金沢市石引一丁目616番1地先まで	0.0～16.30	1,101.7	

### 石川県告示第324号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和5年8月29日から同年9月12日まで縦覧に供する。

令和5年8月29日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
芝原石引町線	金沢市小立野二丁目702番1地先から 金沢市小立野二丁目606番地先まで	令和5年8月31日	県央土木総合事務所維持管理課

### 石川県告示第325号

石川県指定金融機関の名称及び所在地(昭和39年石川県告示第192号)の一部を次のように改正し、令和5年10月10日から施行する。

令和5年8月29日

石川県知事 馳 浩

表の株式会社北国銀行大阪支店の項中「大阪府大阪市中央区今橋4丁目」を「大阪府大阪市北区大深町」に改める。

**石川県告示第326号**

石川県収納代理金融機関の指定(昭和39年石川県告示第405号)の一部を次のように改正し、令和5年8月1日から適用する。

令和5年8月29日

石川県知事 馳 浩

1の表おおぞら農業協同組合の項中「おおぞら農業協同組合」を「能登農業協同組合」に改め、同表珠洲市農業協同組合の項を削る。

**公 告**

## 大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

令和5年8月29日

石川県知事 馳 浩

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)七尾市石崎町土地利用計画

七尾市石崎町ヨ1-2の一部 ほか

## 2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 令和5年3月14日

## 3 市町の意見の概要

市町名 七尾市

意見の概要

## (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア 店舗敷地出入口に接する一般県道と和倉和倉停車場線は石崎小学校及び能登香島中学校の通学路となっている。店舗敷地への自動車の出入りと、登下校中の児童生徒の動線が交差することによる危険性の増大が考えられるため、児童生徒の安全確保にご協力をお願いしたい。

イ 新設する店舗の県道と和倉・和倉停車場線を挟んだ正面に、幼保連携型認定こども園を運営する「浜岡幼保園」並びに放課後健全育成事業を運営する「はまおか虹っこ放課後児童クラブ」(以降、児童福祉施設)がある。朝夕の園児バス及び保護者の送迎が集中する時間帯に、お互いの敷地に入出入りしようとする車両との混雑を避けるよう、店舗敷地の出入り口を児童福祉施設の出入り口と向かい合わせにならないようにする等、道路混雑解消に向けた配慮をお願いしたい。

## (2) 騒音の発生に係る事項

苦情等が発生した場合は、誠意ある対応をお願いしたい。

## (3) 廃棄物に係る事項等

七尾市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の遵守をお願いしたい。

## (4) その他の事項

ア 資料2-9「※3)規制基準の指定・・・地点a側には児童クラブ(夜間運営なし)・・・5dBを減じて評価することとする。」があるが、「児童クラブ」ではなく「幼保連携型認定こども園」とすべきである。

※「(仮称)七尾石崎町複合商業施設」新設計画概要書に対する質問事項等の「(1)質問事項②」を参照すること。

イ 工事中の騒音、振動、及び工事車両等の事故防止並びに安全対策を徹底するようお願いしたい。

## 4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間  
令和5年8月29日から同年9月29日まで

---

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス額新保店  
金沢市額新保1丁目365番 ほか7筆

2 届出の内容及び届出の公告の日  
内容 新設  
公告日 令和5年3月14日

3 市町の意見の概要  
市町名 金沢市  
意見の概要

(1) 騒音の発生に係る事項  
(環境政策課)

- ・ 空気圧縮機及び送風機（原動機定格出力3.75kW以上のもの）冷凍冷蔵用ガス圧縮機（原動機定格出力7.5kW以上のもの）、空調用ガス圧縮機（原動機定格出力7.5kW以上のもの）は、金沢市環境保全条例に基づく特定施設に該当するため、設置する場合、本課あて届出書を提出すること。今回であれば、R2が該当する。なお、特定施設を設置する事業場については、敷地境界にて騒音の規制が適用される。予測地点における騒音値が規制値を超過する場合は必要に応じて対策を講じること。

(2) その他の事項  
(景観政策課)

下記のいずれかの行為を行う場合は、事前協議してください。届出等の手続きが必要な場合があります。

- ・ 建築物又は工作物の新築等
- ・ 開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの）
- ・ 屋外広告物の新築等
- ・ 屋外照明設備の新築等

(建築指導課)

- ・ 建築確認申請が必要です。
- ・ 建築物省エネ法の適合性判定申請が必要です。
- ・ 建設リサイクル法に基づく届出が必要です。
- ・ 石川県バリアフリー条例に基づく届出が必要です。
- ・ 事前協議時の土地利用の区域と計画における土地利用の区域の範囲が異なっているため、再度開発行為について協議してください。

(内水整備課)

雨水排水協議を行ってください。

4 居住者等の意見の概要  
居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間  
令和5年8月29日から同年9月29日まで

---

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス羽咋店  
羽咋市石野町口58番1 ほか3筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 令和5年3月24日

3 市町の意見の概要

市町名 羽咋市

意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

特に問題なし

(2) 騒音の発生に係る事項

特に問題なし

(3) 廃棄物に係る事項等

特に問題なし

(4) その他の事項

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和5年8月29日から同年9月29日まで

---

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモールかほく

かほく市内日角タ25番

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和5年3月31日

3 市町の意見の概要

市町名 かほく市

意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

特になし

(2) 騒音の発生に係る事項

特になし

(3) 廃棄物に係る事項

特になし

(4) その他の事項

特になし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和5年8月29日から同年9月29日まで

---

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

T S U T A Y A 金沢店

金沢市西念4丁目25番8号 ほか68筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

公告日 令和5年3月31日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

(道路管理課)

- ・出入口の変更について、隣接市道上での工事(掘削、取壊し、舗装等)を伴うと思われまますので、事前協議のうえ、道路法24条許可をもって施工してください。

(内水整備課)

- ・雨水排水計画について事前に協議してください。

(景観政策課)

下記のいずれかの行為を行う場合は、事前協議してください。

届出等の手続きが必要な場合があります。

- ・建築物又は工作物の改修等
- ・開発行為(都市計画法第4条第12項に規定するもの)
- ・屋外広告物の改修等
- ・屋外照明設備の改修等

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和5年8月29日から同年9月29日まで

---

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープおおぬか

金沢市大額2丁目50番 ほか28筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 来客が駐車場を利用することができる時間帯

公告日 令和5年4月4日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

(1) 騒音の発生に係る事項

(環境政策課)

- ・夜間騒音の最大値が予測地点(a', b2, c, d)で、規制基準を超過している。防音壁を設置する等の騒音対策を徹底し、近隣からの苦情が発生しないようにすること。また、苦情が発生した場合は、速やかに対応すること。

(2) 廃棄物に係る事項等

(ごみ減量推進課)

- ・特に意見なし。ただし、廃棄物排出量の増加が伴う場合は、その影響について必要に応じて確認を行うこと。

(3) その他の事項

(都市計画課)

- ・コインランドリーを24時間営業に変更することについて、「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」第14条の規定に基づく事前の届出が必要です。

(都市計画情報)

- ・区域区分：市街化区域
- ・用途地域：第一種低層住居専用地域（建ぺい率50%、容積率80%）  
準住居地域（建ぺい率60%、容積率200%）
- ・防火指定：建築基準法第22条区域
- ・その他：高度地区（20m）、高さ制限（第一種低層住居専用地域：10m）ほか  
（景観政策課）

下記のいずれかの行為を行う場合は、事前協議してください。

届出等の手続きが必要な場合があります。

- ・建築物又は工作物の改修等
- ・開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの）
- ・屋外広告物の改修等
- ・屋外照明設備の改修等

#### 4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

#### 5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

#### 6 意見の縦覧期間

令和5年8月29日から同年9月29日まで

### 農用地利用集積等促進計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和5年8月29日

石川県知事 馳 浩

#### 1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
池村 大介	金沢市	金沢市下安原東1269番地ほか4筆
中村 武史	羽咋市	羽咋市大町う29番地ほか7筆
家谷 一史	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町金丸376番地ほか7筆
農事組合法人 鹿南農産	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町金丸東65-1ほか15筆
稲葉 大輔	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町藤井ク12番地ほか6筆
打越 孝蔵	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町末坂沖9番地ほか5筆
農事組合法人 能登やまびこ	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町末坂沖8番地ほか7筆
堀川 努	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町末坂沖72番地ほか9筆
山口 寛	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町末坂沖95番地ほか5筆
須鹿 弘	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町末坂沖46番地ほか18筆
長屋 正統	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町末坂沖15番地ほか1筆
長屋 武史	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町末坂沖55番地
林 悟志	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町一青式参90番地
中橋 哲	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町館開新8番地
中山 忠	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町鹿頭北7番地ほか3筆
農事組合法人 ししず	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町鹿頭東38番地ほか25筆
濱野 眞守	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町鹿頭南53番地
樋敷 忠久	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町鹿頭南44番地ほか1筆
町居 隆	羽咋郡志賀町	羽咋郡志賀町鹿頭南3番地

#### 2 認可年月日

令和5年8月29日

## 公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、石川県知事から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年8月29日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (3 級 基 準 点 測 量)	令和5年8月14日から 同年10月31日まで	小松市鶴川町・立明寺町・遊泉寺町地内
公 共 測 量 (3 級 基 準 点 測 量)	令和5年8月21日から 同年12月20日まで	小松市上八里町～能美市和気町地内
公 共 測 量 (3 級 基 準 点 測 量)	令和5年8月21日から 同年12月20日まで	能美市和気町～寺畠町地内

## 土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年8月29日

石川県知事 馳 浩

- 組合の名称  
白山市部入道町土地区画整理組合
- 事務所の所在地  
白山市部入道町チ24番地1
- 設立認可の年月日  
令和4年6月28日
- 変更認可の年月日  
令和5年8月21日

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年8月29日

石川県知事 馳 浩

- 一般競争入札に付する事項
  - 契約件名及び数量  
映像射撃シミュレーター(可搬型)貸貸借一式
  - 調達件名の特質等  
入札説明書による。
  - 借上期間  
令和6年1月1日から令和12年12月31日まで
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和5年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。
  - 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であることについて証明する書類を添えて令和5年9月7日（木）までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

### 4 入札参加者資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和5年9月8日（金）までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

### 5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110（内線2214）

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和5年9月11日（月）正午

（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

令和5年9月11日（月）午後1時40分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

### 6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### 8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

### 9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

### 10 契約書作成の要否

要

### 11 入札保証金及び契約保証金



## 免除

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約件名及び数量  
自転車シミュレーター装置賃貸借 一式
- (2) 調達件名の特質等  
入札説明書による。
- (3) 借上期間  
令和6年3月1日から令和13年2月28日まで

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和5年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であることについて証明する書類を添えて令和5年9月7日（木）までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

## 4 入札参加者資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和5年9月8日（金）までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

## 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先  
〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110（内線2214）
- (2) 入札説明書の交付方法  
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限  
令和5年9月11日（月）正午  
（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）
- (4) 開札の日時及び場所  
令和5年9月11日（月）午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

## 6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者

は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

#### 9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

#### 10 契約書作成の要否

要

#### 11 入札保証金及び契約保証金

免除